

各所属長 様

一般財団法人埼玉県教職員互助会理事長

学校に対する教材支援事業について（通知）

当互助会では、本県教育文化の向上に資する公益事業として、令和 7 年度も学校に対する教材支援事業を下記のとおり実施します。

記

- 1 対象校及び対象校数
埼玉県内の公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、幼稚園、県立大学のうち 95 校（予定）※応募多数の場合は抽選
- 2 教材支援の内容
10 万円（消費税込）を限度として、1 校につき年度内 1 回。
限度額を超える物品を購入し、その一部を負担することはできません。
- 3 対象となる物品
(1) 学校で使用する教材のうち以下の条件を満たすもの
イ 教材整備指針（文部科学省策定）に準ずるもの
ロ 長期（概ね 3 年以上）の使用に耐えうるもの
(2) 図書（雑誌は除く）及び学校図書館内で使用する物品

購入物品は原則 1 つとしていますが、1 点が 10 万円に満たない場合、同一の物品を複数個、もしくは一緒に整備することが効果的な物品を組み合わせ、10 万円まで購入可能です。

- 4 申込方法
裏面のとおり
- 5 申込締切日
令和 7 年 5 月 30 日（金）
- 6 その他
支援決定の連絡は **7 月下旬の予定** ですので、その後、業者に納品を依頼してください。
納品後、**支援対象物品を使用している場面の写真を添付して電子申請フォームから実績報告を提出していただきます。**

担 当 福利課 互助福祉担当
電 話 048-830-6706

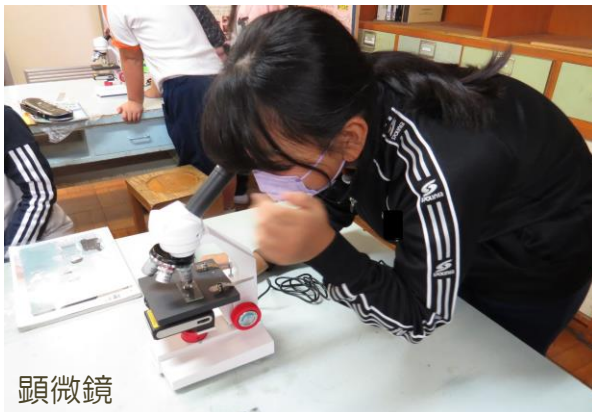
学校に対する教材支援事業の申込方法

- ① 支援を希望する物品を学校で決定後、計画書（様式第1号）を作成する。
- ② 購入予定物品が確認できる**資料（カタログ等）**を用意する。（スキャン等）
- ③ 業者から購入予定物品の**見積書**を徴取する。
 - ・ 見積書は**適格請求書（インボイス）**発行事業者登録を行っている事業者から徴収してください。
 - ・ 宛名は「**一般財団法人埼玉県教職員互助会理事長**」とすること。
 - ・ 支援が決定した場合、物品代金を請求書により互助会が業者に支払います。
 - ・ **支払いは物品納品後、請求書が学校から互助会に到着した後になりますので、事前に業者の了承を得てください。**
 - ・ 店頭での現金払いやクレジットカード払いなど請求書以外の方法では支払いできません。また、互助会名の売掛登録等はありませんので御注意ください。
 - ・ 紙の見積書はスキャンして電子化してください。電子の見積書はそのまま添付してください。
- ④ 互助会指定の**チェックシート**を作成する。

上記 4 点（計画書、資料、見積書、チェックシート）を令和 7 年 5 月 3 0 日（金）までに互助会 HP より 電子申請フォーム で提出してください。

※ 申込み方法等の詳細については互助会ホームページを御確認ください。
(<https://gojo-saitama.jp/2139>)

学校に対する教材支援事業を御活用ください



顕微鏡



鉄棒着地緩衝マット

【支援対象教材の例】

ハードル、ミシン、図書、書画カメラ、顕微鏡、
テレビとスタンド、プロジェクターとスクリーン*

* 1 点が 1 0 万円に満たない場合、一緒に整備することが効果的な物品を組み合わせで購入できます。